

No.	質問内容	回答
1	女性就業環境快適化整備の補助金について空調も可能となっていますが本社事務所の空調も対象になりますか	本補助金における空調設備は、女性用更衣室を新設または既存室を改修して設置する場合に限り補助対象となる。本社事務所の執務室等、更衣室以外の空調設備は補助対象外である。
2	人材育成支援事業補助金について1級施工管理技士の受験費用を会社が負担した場合、可否に関係なく補助の申請が可能ですか	会社が受験費用を負担した場合でも、補助対象となるのは資格取得(合格)した場合のみであり、不合格の場合は補助申請の対象とはならない。
3	3次元施工データの内製化について加点对応とのことですが外部委託・自社作成どのように証明しますか	3次元施工データの内製化の加点については、3次元データ作成ソフトの保有状況や、作成した3次元データの内容について、元請による監督員への説明等を踏まえて判断し、加対象とする予定である。
4	ICT活用工事において、ICT施工を実施した場合、「ICT活用実施証明書」等の発行は行われるのか。	ICT施工を実施した場合であっても、「ICT活用実施証明書」等の証明書を新たに発行する予定はない。
5	現在の入札ではICT受注者希望型が主流であるが、今後は総合評価方式においてICT施工の実績が評価項目として求められる入札が増えるという認識でよいか。	今後はロードマップの通り発注者指定型のICT活用工事を拡大していく予定であるが、総合評価方式においてICT施工の実績を評価するかは決まっていない。
6	発注者指定型とは、積算段階からICT施工を前提とした設計が組まれているという理解でよいか。	発注者指定型では、積算段階からICT施工を前提とした設計を行う予定であり、一部見積りが必要な項目については変更による増額により対応する。
7	当初設計における3次元設計データや点群データについて、今後は発注者から提供される方向となるのか。	現段階では、3次元設計データや点群データは受注者が現地測量等を行い作成することを想定している。今後のBIM/CIM等の動向を踏まえ、発注者提供の在り方については検討していく。
8	施工後の納品成果として、3次元データの提出が求められるようになるのか。	施工後の成果として、3次元設計データについては提出を求めていく考えである。
9	内製化を推進するにあたり、ICT建機やUAVの操作方法については講習が実施されているが、ドローン運用に必要な登録・許可に対する県の支援予定はあるのか。	機体登録や飛行許可など、ドローン運用に係る課題については、他県の取組も参考にしつつ、県内のドローン活用ディレクター等と連携しながら、今後の支援の在り方を検討していく。
10	ランニングコストについて、ICT活用を進めるにあたり、継続的なコスト負担が課題である。情報共有システムは工事ごとの利用料となっており、今年度から単価は下がったものの、特記仕様書によっては400万円未満の工事でも利用が求められる場合がある。規模の大小を問わずすべての工事で利用した場合、ランニングコストが増大する(例:月10件で約10万円)。これらの費用が設計に適切に反映されているかは受注者側では把握が難しいが、今後どのように対応していく方針か。	情報共有システムの利用料は国の積算基準上、諸経費に含まれる位置づけであり、別途計上は困難である。一方で、オンライン電子納品の導入により、従来必要であったCD作成・納品費用等は不要となっており、全体としてコスト軽減を図っている。単価引下げ分も含め、理解をお願いしたい。
11	研修について、各土木事務所ごとに実施されるのか、それとも嶺北を主会場として集約的に実施されるのか。	研修は参加人数等を考慮しつつ、嶺北・嶺南それぞれで開催し、できる限り各地域の土木事務所等、参加しやすい場所で開催していく方針である。
12	VIRTUAL SHIZUOKAのように、県全域の3次元点群データを整備・公開する取組について、福井県としても検討しているのか。	現時点で、静岡県のように県全域を網羅した3次元点群データ整備までは考えていない。他県での更新運用の課題も踏まえつつ、今後の方向性を検討していく。
13	指定型の②④⑤以外の①③を受注者希望で行った場合、見積変更や加点的対象となりますか。	現段階では②④⑤のみを変更対象として拡大していく考えである。①③については、これまでどおり5,000万円以上の工事を対象とした扱いとしており、今後の状況を見て再検討していく。
14	福井クラスを受講したマンマーマ材の雇用について、受入費用が発生するとの事ですが、こちらを受入した際に補助金は現状無いという解釈でよろしいでしょうか？	土木管理課所管の補助金はないが、産業労働部労働政策課において、高度外国人材等を受け入れる際の渡航費や人材紹介手数料を補助する制度があるため、そちらの活用が可能である。